

# 南島原市ニュース

平成29年6月29日

報道関係各位

## 第2回南島原市議会定例会に 議案を追加上程しました。

平成29年第2回南島原市議会定例会に別添の議案を追加提出  
しました。

〔配布資料〕  
議案

担当部署	総務部 総務課	担当者	小玉 博邦
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

# 平成29年第2回南島原市議会 定例会

## (追加議案) 参 考 資 料

\*市長の給料の額を一時的に減額するもの。

○議案の概要 [P1]

議案第80号

南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年6月29日提出

南島原市長 松本政博

提案理由

市長の給料の額を一時的に減額する措置を講ずるため。

南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

南島原市長及び副市長の給与に関する条例（平成18年南島原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（市長の給料の額の特例）

- 4 平成29年7月に支給する市長の給料の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

南島原市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(市長の給料の額の特例)</p> <p>4 <u>平成29年7月に支給する市長の給料の月額を、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p>